

# デイサービスセンター・ショートステイ利用契約書

\_\_\_\_\_  
様（以下「利用者」という。）と社会福祉法人いじみの福  
祉会（以下「事業者」という。）が設置運営する「デイサービスセンター陽だまり苑、デ  
イサービスセンターコンフィ陽だまり苑、パル comfy 陽だまり苑(デイサービスセンター)、  
陽だまり苑ふえりあ(デイサービスセンター)、ショートステイ陽だまり苑、ショートステ  
イコンフィ陽だまり苑、パル comfy 陽だまり苑（ショートステイ）、陽だまり苑ふえりあ  
(ショートステイ)」(以下「事業所」という。)は、利用者が事業所から提供される各種サー  
ビスを受け、それに対して利用料金を支払うことについて、本契約書及び添付の「重要事項  
説明書（通所介護、介護予防・日常生活支援総合事業（介護予防通所介護相当サービス）」  
及び「重要事項説明書(ショートステイ)」に基づいて事業者(担当者\_\_\_\_\_ )  
から説明を受け、サービスの提供に同意したので次のとおり契約を締結します。

## 第1章 総則

### 第1条 契約の目的

事業者は、介護保険法等関係法令の趣旨に従い、利用者がその有する能力に応じ、可能  
な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、本契約に  
基づきサービスを提供いたします。

- 2 利用者は、第16条に定める契約の終了事由がない限り、本契約に定めるところに従い、  
サービスを利用できるものとします。

### 第2条 契約期間と更新

本契約の契約期間は契約締結の日から要介護認定有効期間の満了日までとします。ただ  
し、契約期間満了日以前に利用者が要介護状態区分の変更の認定を受け、要介護認定有効  
期間の満了日が更新された場合は、更新後の要介護認定の満了日をもって契約期間の満了  
日とします。

- 2 契約期間満了の日までに、利用者又は利用者代理人から契約終了の申し入れがない場合  
には、本契約は更に同じ条件で更新されるものとし、以後も同様とします。
- 3 本契約が自動更新された場合、更新後の契約期間は、期間経過の翌日から更新後の要介  
護認定有効期間の満了日とします。

ただし、契約期間満了日以前に利用者が要介護状態区分の変更の認定を受け、要介護認定有効期間の満了日が更新された場合、更新後の要介護認定有効期間の満了日をもって契約期間の満了日とします。

### 第3条 介護計画の決定及び変更

事業者は、居宅サービス計画に沿って介護計画を作成し、これに基づいてサービスを提供するものとします。

- 2 介護計画については、利用者に対して説明し、同意を得たうえで決定します。  
またこの計画に変更の必要のある場合は、適宜変更するものとします。

### 第4条 介護保険給付対象サービス

事業者は、送迎サービス、入浴・排泄・食事等の介護、生活についての相談・助言、健康管理と機能訓練等を提供するものとします。

### 第5条 介護保険給付対象外サービス

事業者は、利用者との合意に基づき、利用者に対する食事等の介護保険給付対象外サービス（「重要事項説明書」のとおり）を提供するものとします。

### 第6条 連帯保証人への説明

事業者は、本契約に基づいて利用者に対して行うのと同様の内容の説明を、連帯保証人に対しても行うものとします。

### 第7条 サービス利用料

事業者は、利用者との合意に基づき、第4条及び第5条に規定するサービスの利用料として次の支払を申し受けます。

- (1) 介護保険制度による介護サービス費用の利用者負担相当額
  - (2) 食費
  - (3) 利用者の選定による特別な食事のサービスの費用
  - (4) 事業者が特別に定める教用娯楽等の提供又はレクリエーション行事等
  - (5) 利用者に対する医療処置に要する材料費
  - (6) キャンセル料
  - (7) 早朝延長サービス利用料金（デイサービスのみ）
  - (8) オムツ代（デイサービスのみ）
  - (9) 居住費（ショートステイのみ）
  - (10) 利用者の選定による特別な居室の費用（ショートステイのみ）
  - (11) 日常生活費等（ショートステイのみ）
  - (12) その他利用者の個別のご要望によりご提供するお品
- 2 前項のサービス利用料金は利用者が負担するものとします。

## 第2章 サービスの利用と料金の支払い

### 第8条 サービス利用料金の支払い

サービス利用料金は、1 か月ごとに計算し、利用者はこれを翌月 25 日までに事業者が指定する方法で支払うものとします。

### 第9条 利用料金の変更

第7条第1項第1号に定めるサービス利用料金について、介護給付費体系の変更があった場合、事業者は当該サービス利用料金を変更することができるものとします。

- 2 第7条第1項第2号から第12号までに定めるサービス利用料金（食費の標準自己負担額を除く。）については、経済状況の著しい変化その他止むを得ない事由がある場合、事業者は利用者に対して説明をしたうえで、当該サービス利用料金を相当な額に変更することができます。
- 3 利用者は、前項の変更に同意することができない場合には、本契約を解約することができます。

## 第3章 事業者の義務

### 第10条 事業者及びサービス従事者の義務

事業者及びサービス従事者は、サービスの提供にあたって、利用者の生命及び身体の安全確保に配慮するものとします。

- 2 事業者は、利用者の健康状態から必要に応じて、医師と連携しサービスを提供するものとします。
- 3 事業者は、利用者の心身の状況に急変のある時、ただちに利用者の家族等に連絡するものとします。
- 4 事業者は、利用者又は他の利用者等の生命及び身体を保護するため緊急止むを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わないものとします。
- 5 事業者は、利用者に対するサービスの提供について、必要な記録を作成し、その完結の日から5年間保管し、利用者の要求に応じてこれを閲覧させるものとします。

### 第11条 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、居宅介護支援事業者、市町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとします。

### 第12条 守秘義務

事業者は、サービスを提供するうえで知り得た利用者（契約者）、連帯保証人及びその家族に関する情報（以下「個人情報」という。）を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。

ただし、次の目的及び相手については、利用者への介護サービスの質向上のため、情報提供を行うこととします。

- (1) 相手方 利用者の居宅サービス計画を作成する居宅介護支援事業所

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントを作成する地域包括支援センター  
利用者の居宅介護計画に位置づけられた事業所  
主治医、保険者

(2) 目的 サービス担当者会議及び上記相手方との連絡調整

2 前項各号の目的以外で個人情報を提供する場合については、別に確認するものとします。

## 第4章 利用者の義務

### 第13条 利用者のサービス利用上の注意義務等

利用者は、サービスを利用するに当たって、次の事項に留意するものとします。

- (1) 利用者は、他の利用者に迷惑をかける行為や、危害を与える行為を行わないものとします。
  - (2) 利用者は、食品類や他の利用者に危害を与える恐れのある品を持ち込まないものとします。
  - (3) 利用者は、インフルエンザ、ノロウイルス、新型コロナウイルス等、感染症を発症した時は、二次感染防止のため利用を中止するものとします。
  - (4) 利用者は、感染性疾患の診断を受けた場合には、速やかに事業者申し出るものとします。
  - (5) 利用者は、施設、敷地、設備及び備品等をその本来の用途に従って、利用するものとします。
- 2 利用者は、サービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、事業者及びサービス従事者が利用者の居室内に立ち入り、必要な措置をとることを認めるものとします。ただし、その場合、事業者及びサービス従事者は、利用者のプライバシー等の保護について、十分な配慮をするものとします。
- 3 利用者が施設、敷地、設備及び備品等について、故意又は過失により滅失、破損、汚損又は変更した場合には、自己の費用により原状に復するか、又は相当の対価を支払うものとします。

## 第5章 損害賠償(事業者の義務違反)

### 第14条 損害賠償責任

事業者は、本契約に基づくサービスの提供に伴って、自己の責に帰すべき事由により、利用者に与えた損害について賠償する責任を負います。第12条に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。ただし、利用者に故意又は過失が認められる場合には、損害賠償額を減じることができるものとします。

2 事業者は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

### 第15条 損害賠償がなされない場合

事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

- (1) 利用者が、契約締結時に利用者の心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合
- (2) 利用者が、サービス実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合
- (3) 利用者の急激な体調の変化、介助によらない利用者自身の行為等、事業者の実施したサービスを原因としない事由に起因して損害が発生した場合
- (4) 利用者が、事業者又はサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為に専ら起因して損害が発生した場合
- (5) 事業者の実施したサービスを原因としない事由に起因して、利用者の自己管理とする身の回りの品（例：貴重品、補聴器、眼鏡、入れ歯、調度品）について損害が発生した場合

## 第6章 契約の終了

### 第16条 契約の終了事由

利用者は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い、事業者が提供するサービスを利用することができるものとします。

- (1) 第2条第2項に基づき、利用者から契約更新しない旨の申し出があり、契約期間が満了した場合
- (2) 第17条第1項に基づき、利用者から解約の意思表示がなされ、予告期間が満了した場合
- (3) 第9条第3項もしくは第17条第2項に基づき、利用者から解約の意思表示がなされた場合
- (4) 利用者が死亡した場合
- (5) 要介護認定により利用者の心身の状況が自立と判定された場合
- (6) 事業者が解散命令を受けた場合又は破産した場合若しくは止むを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- (7) 事業所の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合
- (8) 事業所が介護保険の指定を取り消された場合
- (9) 第17条又は第18条に基づき、本契約が解約又は解除された場合

### 第17条 利用者からの契約解約・解除

利用者は、7日以上予告期間を設けることにより、事業者に対しいつでもこの契約の解約を申し出ることができます。この場合、予告期間満了日に契約は解約されます。

- 2 利用者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の規定にかかわらず、予告期間を設けることなく直ちにこの契約を解除できます。
  - (1) 事業者が正当な理由なく本契約に定めるサービスを実施しない場合
  - (2) 事業者が第12条に定める守秘義務等に違反した場合
  - (3) 事業者が故意又は過失により利用者の身体・財物・信用等を傷付け、又は著しい不信

行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

- (4) 他の利用者が利用者の身体・財物・信用等を傷付けた場合又は傷付ける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

## 第18条 事業者からの契約解除

事業者は、利用者が以下の事項に該当する場合には、本契約を解除することができます。

- (1) 利用者が、契約締結時に利用者の心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- (2) 利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者若しくは他の利用者等の生命、身体、財物、信用等を傷ついたり、他の利用者が等しくサービスを受ける権利を侵害した場合又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- (3) 利用者が本契約を履行しない場合
- (4) 介護サービス提供に際して、著しく障害となる暴力行為や暴言等のある場合
  - ① パワーハラスメント  
業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与えたり、介護支援をする際の環境を悪化させる行為
  - ② セクシュアルハラスメント  
事業者の職員や介護支援専門員を不快にさせる性的な言動
  - ③ マタニティハラスメント  
妊娠した事業者の職員や介護支援専門員に対する嫌がらせ
  - ④ カスタマーハラスメント  
利用者や家族であるという立場の優位性を盾に、悪質な要求や理不尽なクレームを行う行為
  - ⑤ 契約以外の行為を執拗に要求した場合
  - ⑥ その他、事業者や介護支援専門員が契約の行為を行うことが困難になる理不尽な行為があった場合
- (5) その他、本契約を継続しがたい不信行為等があった場合

## 第7章 その他

### 第19条 苦情処理

事業者は、その提供したサービスに関する利用者等からの苦情に対して、苦情を受け付ける窓口を設置して適切に対応するものとします。

### 第20条 連帯保証人

利用者は契約に際し、1名の連帯保証人を定めるものとします。

- 2 連帯保証人は、利用者に債務不履行のあった場合、利用者が負担する債務について極度額100万円の範囲内で弁済する義務を負うものとし、変更する場合及び住所等に変更の

ある場合は、速やかに事業者に報告するものとします。

- 3 連帯保証人は、必要な場合及び利用者が死亡した場合に身柄及び所有物を引き取る責任を負うものとします。

## **第21条 利用者及び連帯保証人の債務**

利用者は、本契約の締結により生じる債務全般についての責を負うものとします。

また、連帯保証人は利用者が負担する債務の6ヶ月分を上限として責を負うものとします。

## **第22条 協議事項**

本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は、介護保険法その他諸法令の定めるところに従い、利用者と誠意をもって協議するものとします。

前記のとおり利用者について介護サービスに関する契約を結びます。

本契約を証明するために、同契約書3通を作成し、利用者、連帯保証人及び事業者が記名・押印の上、それぞれ1部ずつを保管します。

年 月 日

(事業者) 所在地 新潟県新発田市中央町5丁目4番2号  
事業者名 社会福祉法人 いじみの福祉会  
代表者職・氏名 理事長 馬場成男 印

(利用者) 私は、この契約内容及び添付の重要事項説明書並びに個人情報の使用について、同意します。

ご住所 \_\_\_\_\_  
お名前 \_\_\_\_\_ 印  
電話番号 \_\_\_\_\_

(連帯保証人) 私は、この契約内容及び添付の重要事項説明書並びに個人情報の使用について、同意します。

また、家族の代表として、個人情報の使用について、同意します。

ご住所 \_\_\_\_\_  
お名前 \_\_\_\_\_ 印  
利用者との続柄 \_\_\_\_\_  
電話番号 \_\_\_\_\_



# 重要事項説明書

通所介護、介護予防・日常生活支援総合事業(介護予防通所介護相当サービス)

## 1. 事業者(法人)の概要

法人名	社会福祉法人いじみの福祉会	代表者氏名	理事長 馬場 成男
法人所在地	新潟県新発田市中央町5丁目4番2号	設立年月日	平成 12年 3月 30日

## 2. 施設の概要、職員配置状況、営業日・営業時間及び実施地域、設備等の概要

施設の名称	デイサービスセンター 陽だまり苑	デイサービスセンター コンフィ陽だまり苑	パル comfy 陽だまり苑 (デイサービスセンター)	陽だまり苑ふえりあ (デイサービスセンター)
介護保険事業所番号	1570600351	1570601185	1570601490	1570601771
指定年月日	平成13年4月9日	平成19年4月1日	平成26年8月1日	令和4年4月1日
施設の所在地	新発田市岡田 1746 番地 1	新発田市諏訪町1丁目 10 番 38 号	新発田市中央町 5 丁目 4 番 2 号	新発田市富塚町 2 丁目 4 番 13 号
電話番号	電話 0254-20-3801 FAX 0254-20-3550	電話 0254-24-1115 FAX 0254-24-1221	電話 0254-23-1166 FAX 0254-23-1116	電話 0254-20-7726 FAX 0254-26-8866
管理者	馬場 成世	馬場 玲子	浅野 由佳	大倉 一恵
利用定員	月～土曜日 45名	月～土曜日 50名	月曜日 70名 火～土曜日 65名 日曜日 35名	45名
第三者評価の実施状況	無し	無し	無し	無し
管理者	1名(兼務)	1名(兼務)	1名(兼務)	1名(兼務)
看護職員	1名以上(兼務)	1名以上(兼務)	1名以上(兼務)	1名以上(兼務)
機能訓練指導員	1名以上(兼務)	1名以上(兼務)	1名以上(兼務)	1名以上(兼務)
生活相談員	1名以上(兼務)	1名以上(兼務)	1名以上(兼務)	1名以上(兼務)
介護職員 (パート含む)	月～土曜日 7名以上(兼務)	月～土曜日 8名以上(兼務)	月曜日 12名以上(兼務) 火～土曜日 11名以上(兼務) 日曜日 5名以上(兼務)	7名以上(兼務)
栄養士	1名(兼務)	1名(兼務)	1名(兼務)	1名(兼務)
営業日	月～土曜日	月～土曜日	年中無休	月～土曜日
サービス提供時間	午前9時～午後5時			
営業時間	午前8時30分～午後5時30分			
時間延長サービス (総合事業を除く)	午前7時45分～午前9時まで			
	午後5時～午後6時30分			

事業の実施地域	新発田市、新潟市北区、阿賀野市、胎内市、聖籠町			新発田市、新潟市北区、胎内市、聖籠町
介護予防・日常生活支援総合事業の実施地域	新発田市、胎内市	新発田市	新発田市、新潟市北区、阿賀野市、胎内市、聖籠町	新発田市、新潟市北区、胎内市、聖籠町
浴室	大浴槽1 特殊浴室(バブルバス)1 家庭浴槽2	大浴槽1 家庭浴槽1	大浴槽1 特殊浴室(バブルバス)1 家庭浴槽2 家庭浴室1	大浴槽1 特殊浴室(バブルバス)1 家庭浴槽2
送迎車	リフト付きワゴン車、他			
機能訓練機器	○	○	○	○
サービスご提供空間	デイルーム、機能訓練コーナー、トイレ(男女各1ヶ所、車イス対応)、整容コーナー 静養室、喫茶コーナー			

### 3. 主な職種の勤務体制(標準的な時間帯における勤務体制)

職種	勤務体制	
管理者(兼務)	日勤	8:30~17:30
介護職員	日勤	8:30~17:30
看護職員	日勤	8:30~17:30
機能訓練指導員	日勤	8:30~17:30
介護支援専門員	日勤	8:30~17:30
管理栄養士(兼務)	日勤	8:30~17:30

### 4. サービスの概要

#### (1) ケアプランの作成

ご利用者様お一人おひとりのライフスタイル、心身の状態、ご希望等々に基づいた介護サービス計画を作成し、介護サービスをご提供いたします。

#### (2) 食 事

理栄養士が、栄養バランスの良いお食事をご提供いたします。

朝食	昼食	夕食
8:00~9:00	12:00~13:00	18:00~19:00

### (3) 入浴

ケアプランに基づき、ご支援をいたします。

### (4) 機能訓練

理学療法士等の専門職による機能訓練をご提供いたします。

### (5) 健康管理

血圧、体温、脈拍測定、サービス利用中の様子観察、入浴時における皮膚疾患等の観察他-

### (6) レクリエーション

ご要望により各種アクティビティ、行事等にご参加ください。

## 5. 介護サービス利用料金

サービス利用料金は、介護保険負担割合証による記載割合の額をご負担いただきます。原則として基本利用料の1割(一定以上の所得のある方は2割、現役世代並みの所得がある方は3割)の額です。介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

### (1) 介護保険適用サービス

添付料金表のとおり

- ・デイサービスセンター陽だまり苑料金表
- ・デイサービスセンターコンフィ陽だまり苑料金表
- ・パル陽だまり苑(デイサービスセンター) 料金表
- ・陽だまり苑ふえりあ(デイサービスセンター) 料金表

### (2) 介護保険適用外サービス

添付料金表のとおり

- ・介護保険適用外サービス料金表(デイサービスセンター)

### (3) ご利用料金の支払い方法

お支払いは、下記金融機関の各本支店のご指定の口座より翌月25日に自動引き落としとさせていただきます。(請求明細書は、月末締め翌月15日頃の発送となります。)

きらやか銀行、ゆうちょ銀行、第四北越銀行、大光銀行、信用組合(新潟県内)  
信用金庫(新潟県内)、新潟県労働金庫、JAバンク新潟県信連(農協)

口座引き落としができない場合のお支払いにつきましては、下記口座へのお振込みをお願い致します。

銀行名	きらやか銀行 (508)	支店名	新発田支店(支店番号:670)	口座種別	普通
口座番号	1017348				
カナ	フク イジミノフクシカイ リジチョウ ババナリオ				
口座名義	社会福祉法人 いじみの福祉会 理事長 馬場成男				

利用請求書及び領収書の再発行はいたしませんので、大切に保管くださいますようお願いいたします。

## 6. サービスご利用に当たっての留意事項

- (1) 利用者様の健康状態、日頃のご様子と変わること等の留意事項につきましては、お迎えにあがる職員までお申し付けください。
- (2) サービス利用中に利用者様の症状・状態に急変、その他緊急事態が生じた時は速やかに家族様にご連絡いたします。
- (3) サービスご利用日の朝、体調(熱、腹痛、嘔吐、下痢等)をご確認ください。  
(具合の悪い場合は無理をなさらないでください。早めの受診をお勧めいたします。)
- (4) お迎えの車があがるまでに、ご乗車のお支度をお願いします。
  - ① トイレをすませてください。また、オムツが汚れている場合はお取替えください。
  - ② 身支度を整えてください。(寒い日はあらかじめ防寒衣類をはおっておいてください。)

## 7. 協力病院

協力病院	県立新発田病院	0254-22-3121
------	---------	--------------

## 8. 非常災害対策

- (1) 施設は、非常災害に関する具体的な計画を立てております。
- (2) 施設は、非常災害その他緊急時に備え、防火教育を含む総合訓練を地域消防署の協力を得たうえで、年2回以上実施する等利用者様の安全に対して万全を期すように取り組んでおります。

## 9. キャンセル

- (1) 利用者様が予定されていたご利用をお休みされる場合は、お早めにご連絡願います。
- (2) お食事のキャンセル料
  - ・昼食の場合ご利用前日の8時45分、夕食の場合ご利用当日の8時45分までにお申し出がない場合、全額を申し受けます。
  - ・サービス利用中の利用者様の体調等により、お食事をお召し上がりになられることが困難な場合も、規定どおりの食事サービス料を申し受けます。
- (3) 介護サービスのキャンセル料
  - ・ご来苑後のサービス利用を中止される場合は、規定どおりの介護サービス料を申し受けます。

## 10. サービスご利用に関するご相談・苦情

### (1) 利用相談・苦情担当者及び苦情解決責任者

施設の名称	利用相談・苦情担当者		苦情解決責任者	
陽だまり苑	生活相談員	伊藤 美沙子	苑 長	馬場 成世
	電 話	0254-20-3801	電 話	0254-20-3800
コンフィ陽だまり苑	所 長	伊藤 夏美	苑 長	馬場 玲子
	電 話	0254-24-1115	電 話	0254-24-1111

パル comfy 陽だまり苑	係長	浅野 由佳	苑長	馬場 玲子
	電話	0254-23-1166	電話	0254-23-1117
陽だまり苑ふえりあ	所長	小林 沙織	管理者	大倉 一恵
	電話	0254-20-7726	電話	0254-20-8283

## (2) 苦情解決第三者委員

氏名	電話番号
比企 広正 (新発田市議会議員)	0254-41-1000
佐久間 助左エ門 (社会福祉法人いじみの福祉会監事)	0254-28-2739

## (3) 当施設で苦情が解決できない場合の申し立て先の紹介

申し立て先	電話番号
新潟県福祉サービス運営適正化委員会 (新潟県社会福祉協議会内) (新潟市中央区上所 2-2-2 新潟ユニゾンプラザ3階)	025-281-5609
新潟県国民健康保険団体連合会 介護サービス相談室 (新潟市中央区新光町 4-1 新潟県自治会館本館3階)	025-285-3022
新発田市高齢福祉課 (新発田市中央町 3-3-3)	0254-22-3030
聖籠町町民課 (北蒲原郡聖籠町諏訪山 1635-4)	0254-27-2111
胎内市福祉介護課 (胎内市新和町2番10号)	0254-43-6111
阿賀野市高齢福祉課 (阿賀野市岡山町10番15号)	0250-62-2510
新潟市福祉部介護保険課 (新潟市中央区学校町通 1 番町602番地3)	025-226-1293

## 11. 第三者による評価の実施状況

陽だまり苑

実施の有無	有 ・ <input checked="" type="radio"/> 無
実施した直近の年月日	
実施した評価機関の名称	
評価結果の開示状況	

コンフィ陽だまり苑

実施の有無	有 ・ <input checked="" type="radio"/> 無
実施した直近の年月日	
実施した評価機関の名称	
評価結果の開示状況	

パル comfy 陽だまり苑

実施の有無	有 ・ <input checked="" type="radio"/> 無
実施した直近の年月日	
実施した評価機関の名称	
評価結果の開示状況	

陽だまり苑ふえりあ

実施の有無	有 ・ <input checked="" type="radio"/> 無
実施した直近の年月日	
実施した評価機関の名称	
評価結果の開示状況	

## 12. 衛生管理等

- (1) サービスに供する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じます。
- (2) 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。  
施設において感染症が発生し又はまん延しないように、措置を講じます。

## 13. 認知症への対応力向上に向けた取組み

認知症についての理解のもと本人主体の介護を行い、認知症の人の尊厳の保証を実現するために、介護に直接かかわる職員のうち医療・福祉の資格を有さないものについては、入職から1年以内に認知症介護基礎研修を修了します。

## 14. 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

## 15. 虐待の防止について

施設は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。
- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について職員に周知徹底を図っています。
- (3) 虐待防止のための指針の整備をしています。
- (4) 職員に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- (5) サービス提供中に、当該施設職員又は家族・親族・同居人等による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通知します。

## 16. ハラスメントの防止について

- (1) 施設は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとします。
- (2) ハラスメントは、サービスの提供を困難にし、関わった職員の心身に悪影響を与えます。状況によってはサービスの提供を停止させて頂く場合があります。



# 重要事項説明書

## (ショートステイ)

### 1. 事業者(法人)の概要

法人名	社会福祉法人いじみの福祉会	代表者氏名	理事長 馬場 成男
法人所在地	新潟県新発田市中心町5丁目4番2号	設立年月日	平成 12年 3月 30日

### 2. 施設の概要、職員配置状況(特養と兼務)、居室等の概要

施設の名称	老人短期入所事業所 陽だまり苑	老人短期入所事業所 コンフィ陽だまり苑	パル comfy 陽だまり 苑(ショートステイ)	陽だまり苑ふえりあ (ショートステイ)
介護保険事業者番号	1570600385	1570601201	1570601482	1570601763
指定年月日	平成13年4月9日	平成19年4月1日	平成 26年 8月 1日	令和 4年 3月 1日
施設の所在地	新発田市岡田 1746 番地 1	新発田市諏訪町1丁目 10 番 38 号	新発田市中心町 5 丁目 4 番 2 号	新発田市富塚町 2 丁目 4 番 13 号
電話番号	電話 0254-20-3800 FAX 0254-20-3550	電話 0254-24-1111 FAX 0254-24-1221	電話 0254-23-1117 FAX 0254-23-1116	電話 0254-20-8283 FAX 0254-26-8866
管理者	馬場 成世	馬場 玲子	馬場 玲子	大倉 一恵
利用定員	12 名	3 名	29 名	29 名
	(この定員の他、特養に空床がある場合は、短期入所として利用が可能)			
管理者	1名(兼務)	1名(兼務)	1名(兼務)	1名(兼務)
医師(嘱託)	1名(兼務)	1名(兼務)	1名(兼務)	1名(兼務)
生活相談員	1名以上	1名以上	1名以上	1名以上
機能訓練指導員	1名	1名(兼務)	1名(兼務)	1名(兼務)
看護師	1名以上	2名以上(兼務)	1名以上	1名以上
介護士	4名以上(兼務)	15名以上	10名以上	10名以上
管理栄養士	1名(兼務)	1名(兼務)	1名(兼務)	1名(兼務)
通常の送迎 実施地域	新発田市、聖籠町、胎内市、阿賀野市		新発田市、聖籠町、胎内市 阿賀野市、新潟市北区	
居室	2人部屋…4室 25.31 m <sup>2</sup>	個室(洗面台付)…3室 16.4 m <sup>2</sup> ~17.8 m <sup>2</sup>	個室(洗面付)…29室 16.06 m <sup>2</sup> ~16.15 m <sup>2</sup>	個室(洗面付)…29室 14.09 m <sup>2</sup> ~16.45 m <sup>2</sup>
	4人部屋…1室 50.80 m <sup>2</sup>			
トイレ	6ヶ所 (ウォシュレット、暖房便座)	15ヶ所 (ウォシュレット、暖房便座、腹圧バ-)	9ヶ所 (ウォシュレット、暖房便座、腹圧バ-)	9ヶ所 (ウォシュレット、暖房便座、腹圧バ-)
浴室	家庭浴槽、特殊浴槽	4ヶ所(一般浴室 3、機械 浴室 1)	1室(家庭浴槽、特殊浴 槽)	2 室(家庭浴槽、特殊浴 槽)
食堂(ダイニング)	○	○(談話コーナー兼食堂)	○	○
医務室	○	○	○	○

ナースコール	○	○	○	○
洗濯室	○	○	○	○
送迎車輛	リフト付ワゴン車5台 その他3台	リフト付ワゴン車1台 その他2台	リフト付ワゴン車2台 その他2台	リフト付ワゴン車1台 その他1台
備考	地域交流スペース、テラス、バルコニー、喫茶コーナー	居室以外は特別養護老人ホームと共用	談話コーナー、バルコニー	談話コーナー、バルコニー

### 3. 主な職種の勤務体制(標準的な時間帯における勤務体制)

職種	勤務体制
管理者(兼務)	日勤 8:30~17:30
医師	非常勤
介護職員	早番 7:00~16:00
	日勤 8:30~17:30
	遅番 10:00~19:00
	夜勤 22:00~7:00
看護職員	日勤 8:30~17:30
	上記以外は非常連絡体制
機能訓練指導員	日勤 8:30~17:30
介護支援専門員	日勤 8:30~17:30
管理栄養士(兼務)	日勤 8:30~17:30

### 4. サービスの概要

#### (1) ケアプランの作成

ご利用者様一人おひとりのライフスタイル、心身の状態、ご希望等々に基づいた介護サービス計画を作成し、介護サービスをご提供いたします。

#### (2) 食 事

朝食	昼食	夕食
8:00~9:00	12:00~13:00	18:00~19:00

#### (3) 栄養管理

管理栄養士がご利用者様一人おひとりの、年齢や心身の状況により栄養計画を作成し、栄養計画に基づきお食事をご提供いたします。

#### (4) 機能訓練

身体的機能を維持するためのご支援をいたします。

## (5) 健康管理

医師及び看護職員が健康管理を行います。

## (6) 入浴

- ① 週2回の入浴を基準とし、ご利用者様お一人おひとりの必要性により適宜ご提供いたします。(健康状態等により入浴ができない時は、清拭対応とさせていただきます。)
- ② 身体の状態等に応じて特殊浴槽をご利用いただきます。

## (7) 排泄

ご利用者様お一人おひとりの排泄状況を把握しながら、可能な限り排泄の自立を促すよう支援させていただきます。

## (8) 娯楽

季節ごとの行事・各種催し物・レクリエーション・散歩等々。

## (9) その他支援

プライバシーの尊重、シーツ交換、日常衣類の洗濯、寝たきり防止のため、可能な限り離床に配慮、清潔で快適な生活を送っていただくための適切な整容・着替等に対する支援。

## 5. サービス利用料金

### (1) 介護保険適用サービス

添付料金表のとおり

- ・短期入所事業所陽だまり苑料金表
- ・短期入所事業所コンフィ陽だまり苑料金表
- ・パル陽だまり苑(短期入所事業所) 料金表
- ・陽だまり苑ふえりあ(短期入所事業所) 料金表

### (2) 介護保険適用外サービス

添付料金表のとおり

- ・介護保険適用外サービス料金表(短期入所事業所)

### (3) ご利用料金の支払い方法

お支払いは、下記金融機関の各本支店のご指定の口座より翌月 25 日に自動引き落としとさせていただきます。(請求明細書は、月末締め翌月 15 日頃の発送となります。)

きらやか銀行、ゆうちょ銀行、第四北越銀行、大光銀行、信用組合(新潟県内)  
信用金庫(新潟県内)、新潟県労働金庫、JAバンク新潟県信連(農協)

口座引き落としができない場合のお支払いにつきましては、下記口座へのお振込みをお願い致します。

銀行名	きらやか銀行 (508)	支店名	新発田支店(支店番号:670)	口座種別	普通
口座番号	1017348				

カナ	フク イジミノフクシカイ リジチョウ ババナリオ
口座名義	社会福祉法人 いじみの福祉会 理事長 馬場成男

利用請求書及び領収書の再発行はいたしませんので、大切に保管くださいますよう御願いたします。

## 6. 運営の特徴

【運営方針】 生きる喜び・生きる意欲を持ち続けて暮らせる居住環境の創造

利用者様に幸せなお気持ちでお過ごしいただけますよう、職員一同努めさせていただきます。

## 7. サービス利用にあたっての留意事項

- (1) ご利用中の緊急連絡先(昼・夜共確実に連絡のお取りできるもの)を確実にお知らせください。
- (2) 医師による治療行為を要する傷病をお持ちの場合、ご利用をご遠慮いただくことが有ります。
- (3) 利用当日、発熱・痛み・呼吸困難等々異常のある時は、無理なご利用をなさらず主治医の受診をお願いいたします。
- (4) サービス利用中にご利用者様の症状・状態に急変、その他緊急事態が生じた時は速やかにご家族様に連絡いたします。

状態によって疾病治療のための医療機関の受診を家族様にお願いすることがございます。

なお、ご容体によっては、引き続きご滞在いただけない場合もございますのでご了承願います。

・家族及びご本人が把握されていないご利用様がお持ちの複合的、慢性的疾患等な持病(心筋梗塞心症、脳梗塞、脳出血等)等により急変される場合がございます。

・ご利用者様は、大変骨がもろくなっておられる方が多く、ご本人も気付かないうちに骨折されたのか、転倒したことに骨折なされたのか等々、原因の解明ができない場合が多々ございます。

- (5) 継続的・定期的な外傷・皮膚疾患等の処置を要する場合は、必要な外用薬・ガーゼ・テープ等をお持ちください。
- (6) 内服薬・外用薬の種類・服用方法は事前にお聞かせください。また、医療的な処置及び変更の生じた場合も必ずお聞かせください。
- (7) ご利用者様の健康状態、日頃の様子と変わること等、配慮をさせていただくことにつきましては、お迎えに上がる職員までお申し付けください。
- (8) お持ちいただくお品につきましては、別紙「ショートステイご利用のご案内」のとおりです。
- (9) お持ちのお品につきましては、消えない方法で必ずご記名ください。記名無き場合は責任を負いかねます。
- (10) 日常衣類(部屋着、下着、寝間着、タオル)の洗濯につきましては、当苑で対応させていただきます。

なお、下記お品につきましては、クリーニング店に依頼(実費)させていただくことも可能ですのでお申し付け下さい。

- ・ドライマーク、手洗いマークの付いた製品(起毛製品、毛、毛混紡、ニット製品)
- ・洗濯機、乾燥機使用により縮む恐れのある製品
- ・タオルケット、安楽物品、座布団、室内履き

- (11) ご利用者様のお好きな飲食物をお持ちになりました時は、職員がお預かりいたしますので、必ずお申し付けください。(せっかくのご好意のお品により、衛生上又は健康上のトラブルを引き起こす懸念がございますので、職員へお申し付けのないお品は即時廃棄させていただきます。)
- (12) お持ちいただきましたお品は、当日、本人様のみにお召上がりいただくことを原則とし、他のご利用者様へ

の振舞はご遠慮ください。

(13) 面会時間は 10 時 00 分から 12 時 00 分、15 時 00 分～17 時 30 分となります。時間外のご面会はお相談ください。

(14) 稀に他の利用者様の心身の状況により、居室の変更をお願いする場合がございますのでご了承願います。

(15) 要介護状態にある高齢の皆様が、ご自宅と異なる環境に適応されるのは容易でなく、「お部屋が違う」「いつも一緒に居る人がいない」というだけで、殊の外不安になられたり、体調が変わられたりと心身共に常のご様子と変わられる場合がございます。不安な場合はご相談ください。

## 8. 非常災害対策

(1) 施設は、非常災害に関する具体的な計画を立てております。

(2) 施設は、非常災害その他緊急時に備え、防火教育を含む総合訓練を地域消防署の協力を得たうえで、年2回以上実施する等利用者様の安全に対して万全を期すように取り組んでおります。

## 9. キャンセル

サービスのご利用を取り止めになられる場合は、お早めにご連絡願います。

### (1) お食事のキャンセル料

- ・朝食・昼食の場合ご利用前日の8時45分、夕食の場合ご利用当日の8時45分までにお申し出がない場合、全額を申し受けます。
- ・サービスご利用中のご利用者様の体調等により、お食事をお召し上がりになられることが困難な場合も、規定どおりの食事サービス料を申し受けます。

### (2) 送迎のキャンセル料

- ・ご利用を中止する場合でお迎え後にお申し出いただいた場合は、送迎料金の片道184円を申し受けます。
- ・なお、ご来苑後のお申し出につきましては、送迎料金の規定料金368円を申し受けます。

## 10. サービスご利用に関するご相談・苦情

### (1) 利用相談・苦情担当者及び苦情解決責任者

	利用相談・苦情担当者		苦情解決責任者	
陽だまり苑	所 長	小林 桂子	苑 長	馬場 成世
	電 話	0254-20-3800	電 話	0254-20-3800
コンフィ陽だまり苑	所 長	高澤 あさみ	苑 長	馬場 玲子
	電 話	0254-24-1111	電 話	0254-24-1111
パル comfy 陽だまり苑	係 長	塚野 真平	苑 長	馬場 玲子
	電 話	0254-23-1117	電 話	0254-23-1117
陽だまり苑ふえりあ	係 長	高澤 昂	管 理 者	大倉 一恵
	電 話	0254-20-8283	電 話	0254-20-8283

**(2) 苦情解決第三者委員(各施設共通)**

氏名	電話番号
比企 広正 (新発田市議会議員)	0254-41-1000
佐久間 助左エ門 (社会福祉法人いじみの福祉会監事)	0254-28-2739

**(3) 当施設で苦情が解決できない場合の申し立て先の紹介**

申し立て先	電話番号
新潟県福祉サービス運営適正化委員会 (新潟県社会福祉協議会内) (新潟市中央区上所 2-2-2 新潟ユニゾンプラザ3階)	025-281-5609
新潟県国民健康保険団体連合会 介護サービス相談室 (新潟市中央区新光町 4-1 新潟県自治会館本館3階)	025-285-3022
新発田市高齢福祉課 (新発田市中央町 3-3-3)	0254-22-3030
聖籠町町民課 (北蒲原郡聖籠町諏訪山 1635-4)	0254-27-2111
胎内市福祉介護課 (胎内市新和町2番10号)	0254-43-6111
阿賀野市高齢福祉課 (阿賀野市岡山町10番15号)	0250-62-2510
新潟市福祉部介護保険課 (新潟市中央区学校町通 1 番町602番地3)	025-226-1293

## 11. 第三者による評価の実施状況

陽だまり苑

実施の有無	有 ・ <input checked="" type="radio"/> 無
実施した直近の年月日	
実施した評価機関の名称	
評価結果の開示状況	

コンフィ陽だまり苑

実施の有無	有 ・ <input checked="" type="radio"/> 無
実施した直近の年月日	
実施した評価機関の名称	
評価結果の開示状況	

パル comfy 陽だまり苑

実施の有無	有 ・ <input checked="" type="radio"/> 無
実施した直近の年月日	
実施した評価機関の名称	
評価結果の開示状況	

陽だまり苑ふえりあ

実施の有無	有 ・ <input checked="" type="radio"/> 無
実施した直近の年月日	
実施した評価機関の名称	
評価結果の開示状況	

## 12. 衛生管理等

- (1) サービスに供する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じます。
- (2) 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。  
  
施設において感染症が発生し又はまん延しないように、措置を講じます。

## 13. 認知症への対応力向上に向けた取組み

認知症についての理解のもと本人主体の介護を行い、認知症の人の尊厳の保証を実現するために、介護に直接かかわる職員のうち医療・福祉の資格を有さないものについては、入職から1年以内に認知症介護基礎研修を修了します。

## 14. 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

## 15. 虐待の防止について

施設は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。
- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について職員に周知徹底を図っています。
- (3) 虐待防止のための指針の整備をしています。
- (4) 職員に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- (5) サービス提供中に、当該施設職員又は家族・親族・同居人等による虐待を受けたと思われる利用者を発見



した場合は、速やかに、これを市町村に通知します。

## 16. ハラスメントの防止について

- (1) 施設は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとします。
- (2) ハラスメントは、サービスの提供を困難にし、関わった職員の心身に悪影響を与えます。状況によってはサービスの提供を停止させて頂く場合があります。

# 個人情報の提供を行う場合

社会福祉法人いじみの福祉会デイサービスセンター・ショートステイ利用契約書第 12 条第 2 項に規定する「前項各号の目的以外で個人情報を提供する場合」について、下記のとおり確認します。

記

## 1. 使用する期間

介護サービス提供に係る契約開始の日からその契約が解除あるいは終了するまでの期間。

## 2. 使用する目的

確認	目 的
	(1) 介護保険における介護認定の申請及び更新、変更のため
	(2) 利用者に関わる介護計画（ケアプラン）を立案し、円滑にサービスが提供されるために実施するサービス担当者会議での情報提供のため
	(3) 医療機関、福祉事業者、介護支援専門員、介護サービス事業者、自治体（保険者）との連絡調整のため
	(4) 利用者が、医療サービスの利用を希望している場合及び主治医等の意見を求める必要がある場合
	(5) 事業者が、契約終了又は利用者の希望により他の施設へ入所を希望した場合、入所の援助を行う際に必要な個人情報を使用する場合
	(6) 利用者の利用する介護事業所内のカンファレンスのため
	(7) 行政の開催する評価会議、サービス担当者会議
	(8) その他サービス提供に必要な場合
	(9) 上記各号に関わらず、利用者の病状の急変等緊急を要する時の連絡の場合
	(10) 介護事業所などにおいて行われる研修生、実習生への教育のため
	(11) 施設行事等において撮影された写真・映像等を法人のホームページや広報誌又は施設内掲示板に掲載するため

確認欄 了承 … ○ 了承せず … ×

## 3. 使用にあたっての条件

- (1) 個人情報の提供は必要最小限とし、提供にあたっては関係する者以外に漏れることのないよう、細心の注意を払うこと。
- (2) 個人情報を使用した会議の内容や相手方などについて、経過を記録しておくこと。